

事 務 連 絡
平成 31 年 2 月 28 日

(公社) 日本建築士会連合会 ご担当者様
(一社) 日本建築士事務所協会連合会 ご担当者様
(公社) 日本建築家協会 ご担当者様

国土交通省住宅局住宅政策課

住宅企画官付

住宅生産課

建築指導課

税制特例に係る証明書における建築士等の個人の住所欄の削除について

平素より住宅行政の推進にご協力をいただき、誠に有難うございます。

先般、パブリックコメント（別添参照）を行いました、税制特例に係る証明書における建築士等の個人の住所欄の削除について、下記のとおり告示及び通達の改正を行い、平成 31 年 4 月 1 日より措置することとしておりますので、お知らせいたします。

貴団体におかれましては、貴団体会員の建築士に対して、本事務連絡をご周知願います。

記

以下の告示及び通達において、建築士等の個人の住所情報を記載する欄を削除する。

<告示>

○増改築等工事証明書

- ・昭和 63 年建設省告示第 1274 号（所得税（住宅ローン減税）等）
- ・平成 24 年国土交通省告示第 391 号（贈与税）
- ・平成 24 年国土交通省告示第 394 号（贈与税（東日本大震災関連））

- 耐震基準適合証明書
 - ・平成 17 年国土交通省告示第 385 号（不動産取得税）
 - ・平成 21 年国土交通省告示第 685 号（所得税（住宅ローン減税）、贈与税等）
 - ・平成 23 年国土交通省告示第 1292 号（贈与税（東日本大震災関連））
- 認定長期優良住宅建築証明書
 - ・平成 21 年国土交通省告示第 833 号（所得税）
- 認定低炭素住宅建築証明書
 - ・平成 24 年国土交通省告示第 1383 号（所得税）
- 住宅性能証明書
 - ・平成 24 年国土交通省告示第 390 号（贈与税）
 - ・平成 24 年国土交通省告示第 393 号（贈与税（東日本大震災関連））
- 耐震基準適合証明申請書・仮申請書
 - ・平成 26 年国土交通省告示第 430 号（所得税（住宅ローン減税）、贈与税）
 - ・平成 26 年国土交通省告示第 438 号（贈与税（東日本大震災関連））
- 固定資産税減額証明書
 - ・平成 26 年国土交通省告示第 417 号（固定資産税（非住宅耐震））

<通達>

- 増改築等工事証明書
 - ・昭和 59 年建設省住民発 32 号（登録免許税（一般住宅特例、買取再販））
 - ・平成 26 年国住政第 167 号（登録免許税（買取再販））
 - ・平成 27 年国住政第 115 号（不動産取得税（買取再販））
 - ・平成 27 年国住政第 116 号（不動産取得税（買取再販））
- 耐震基準適合証明書
 - ・昭和 59 年建設省住民発 32 号（登録免許税（一般住宅特例、買取再販））（再掲）
 - ・平成 27 年国住政第 115 号（不動産取得税（買取再販））（再掲）
- 耐震改修証明書
 - ・平成 26 年国住指第 60 号（所得税、法人税（非住宅耐震））

※以上の告示又は通達の改正後も、経過措置として、当分の間は従前の様式によることを可能とする予定です。

《お問い合わせ先》

国土交通省住宅局住宅企画官付

電話：03-5253-8111（代表）

担当：三宅・竹田（内線39255）